

【 個人賠償責任保険とは？ 】

個人が、日常生活で誤って他人にケガをさせてしまったり、他人のモノを壊してしまったりして、損害賠償の責任を負った場合の損害を補償する保険です。

【 あおぞらでの例 】

子どもが事業所にある物を壊してしまった！！
(テレビ、机、電球、PC など)



子どもが事業所の壁に穴をあけてしまった！



子どもが車に傷をつけてしまった！

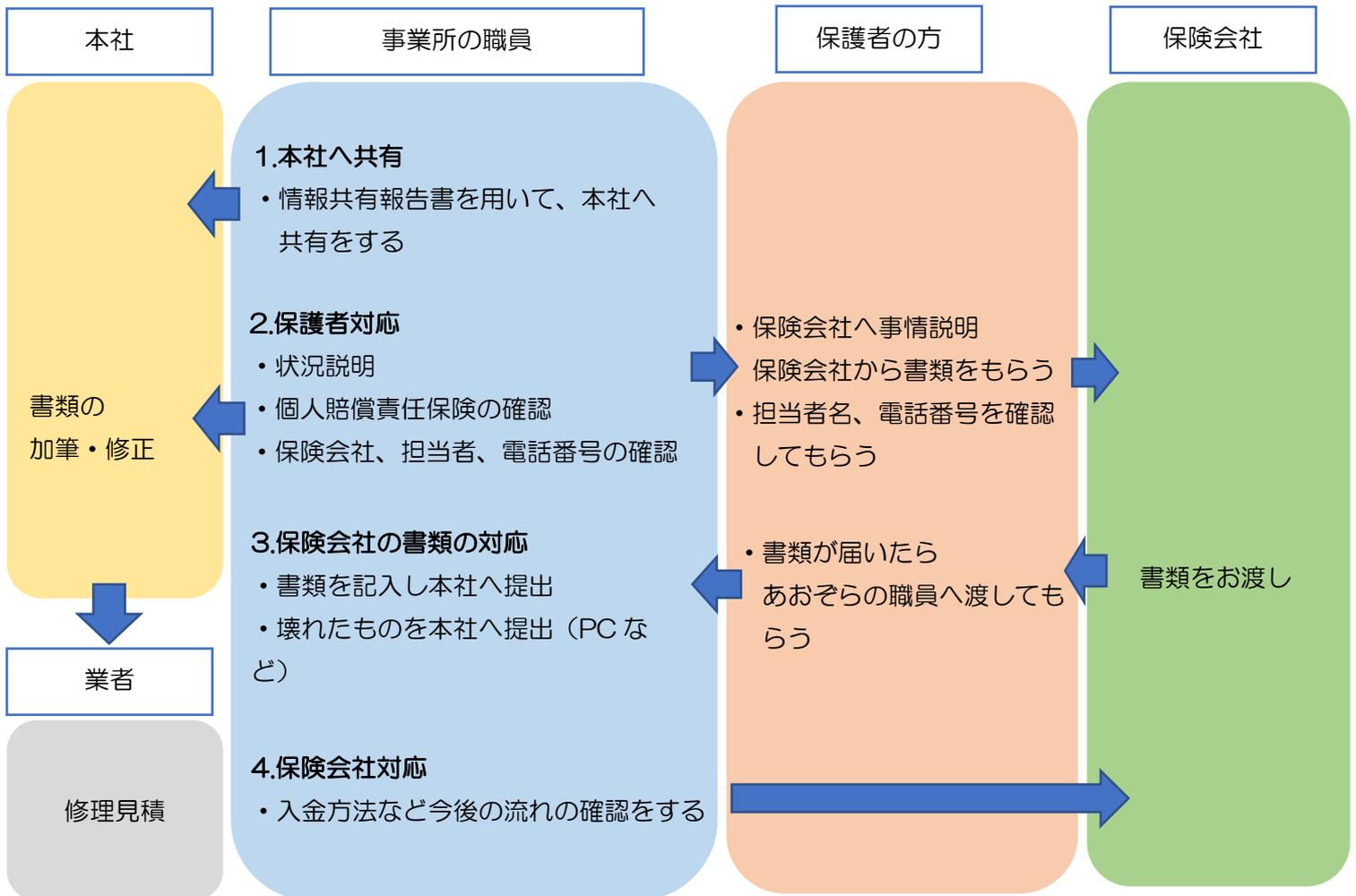


子どもが他の子どもにケガをさせてしまった！



など

【 申請の流れ 】



【事業所の職員にやってほしいこと】

1. 本社へ共有

1-1 情報共有報告書を用いて、本社に共有をお願いします。

※下記の写真の添付も必ずお願いします。

- ・破損部分の写真
- ・破損部分がどの程度の規模なのかが分かる全体の写真

2. 保護者対応

2-1 保護者の方に状況を説明する。

2-2 個人賠償責任保険を使わせてもらうことのできる了承を得る。

(あおぞらと契約する際には、個人賠償責任保険に入っているかの確認は必ずしてください。)

2-3 保護者の方へ保険会社に連絡し書類を取りよせてもらう。その際に担当者名、連絡先を確認してもらう。

3. 保険会社の書類対応

3-1 保護者の方から保険会社の書類を受け取り、状況などを記入する。

(※保険がきちんと下りるよう、本社で修正・加筆等をおこなう可能性がありますので
記入前にコピーをとるか、鉛筆での記入をお願いいたします。)

3-2 記入ができ次第、本社に提出をお願いします。

(3-3) 破損したものがPCなど、持って来られるようなものであれば、
本社へ持ってきてください。

3-4 本社確認済の書類を受け取ってください。

(※加筆・修正等が必要であればお伝えしますので、修正をお願いします。)

3-5 ・原本→保険会社へ送る

・コピー→保護者へお渡しする

4. 保険会社の対応

4-1 保険会社の担当者に入金方法や今後の流れを確認する。

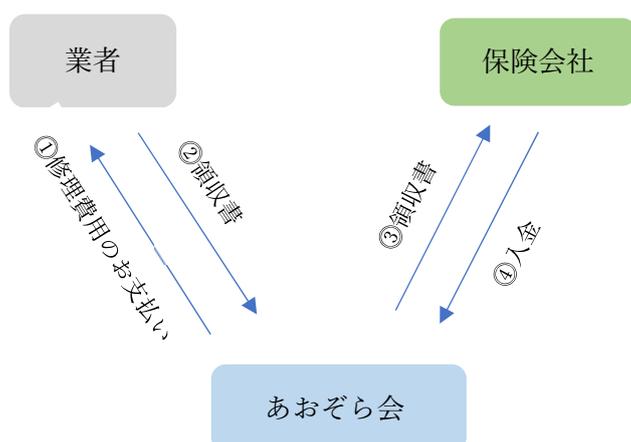
(入金方法は保険会社によって異なるので、必ずご確認ください。下記参照。)

4-2 本社に今後の流れについて連絡をお願いします。

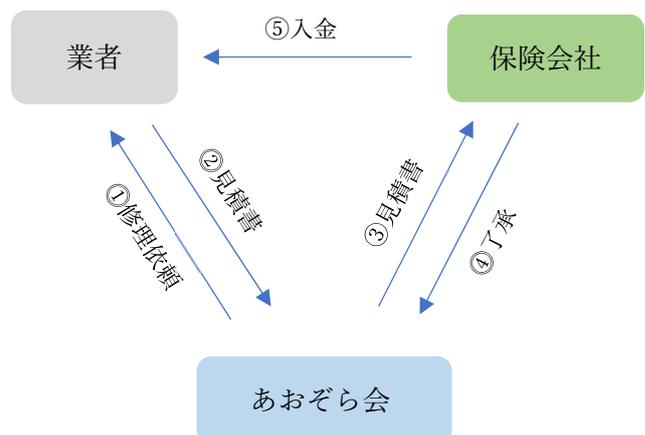
【入金の流れ】

※入金方法は保険会社によって異なります。

(例 1) 保険会社があおぞら会に入金する場合



(例 2) 保険会社が業者に入金する場合



※(例 2) は保護者が業者にお支払いしたあと
保険会社が保護者に入金される場合もあります。